

平成 30 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 結果（三重県）について【概要】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課

1 調査の趣旨

本調査は、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査について

(1) 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

(2) いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

(3) 長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における連続又は断続した 30 日以上欠席のことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通り、校長が出席扱いとした日数は欠席日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選んでいます。

- 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）の数。
- 「その他」とは、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

○「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。

(4) 中途退学（高等学校）

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含みません。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由を一つ選んでいます。

3 調査結果の概要

県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下の通りです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

(単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29	(前年度比)
小学校	268	425	354	323	792	469	(145.2%増)
中学校	525	379	431	390	334	▲56	(14.4%減)
高等学校	113	97	87	80	102	22	(27.5%増)
計	906	901	872	793	1,228	435	(54.9%増)

- ・ 平成30年度の暴力行為の発生件数は1,228件で、平成29年度と比較すると435件増加（前年度比54.9%増）しています。
- ・ 衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童生徒が増加しています。特に、小学校では繰り返し暴力行為におよぶ児童が増加しています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29	(前年度比)
小学校	536	871	1,766	1,470	2,282	812	(55.2%増)
中学校	310	504	673	600	623	23	(3.8%増)
高等学校	61	125	158	131	187	56	(42.7%増)
特別支援学校	3	10	9	18	13	▲5	(27.8%減)
計	910	1,510	2,606	2,219	3,105	886	(39.9%増)

- ・平成29年度に認知件数が減少したことを受け、改めて、いじめの定義を踏まえた積極のないじめの認知を周知し、平成30年度はいじめの認知件数が増加しました。
- ・態様としては、全校種ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。

(3) 長期欠席（不登校）

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29	（前年度比）
小学校	456	443	545	566	672	106	（18.7%増）
中学校	1,447	1,478	1,486	1,549	1,599	50	（3.2%増）
計	1,903	1,921	2,031	2,115	2,271	156	（7.4%増）

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29	（前年度比）
全日制	357	371	334	343	430	87	（25.4%増）
定時制	229	213	219	195	240	45	（23.1%増）
計	586	584	553	538	670	132	（24.5%増）

- ・平成30年度の小中学校の不登校児童生徒数は2,271人で、平成29年度と比較すると156人増加（前年度比7.4%増）しています。
- ・平成30年度の高等学校の不登校生徒数は670人で、平成29年度と比較すると132人増加（前年度比24.5%増）しています。
- ・小中学校では生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっています。加えて、中学校では、友人関係をめぐる問題や学業の不振についても大きな要因となっています。高等学校については、友人関係をめぐる問題が家庭に係る状況を上回っており、次いで学業の不振が大きな要因となっています。

(4) 県立高等学校における中途退学

【中途退学者数】

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29	（前年度比）
全日制	314	285	242	225	239	14	（6.2%増）
定時制	221	208	210	158	141	▲17	（10.8%減）
通信制	109	60	72	151	52	▲99	（65.6%減）
計	644	553	524	534	432	▲102	（19.1%減）

- ・平成30年度の県立高等学校における中途退学者数は432人で、前年度比19.1%減少（全日制239人（同6.2%増）、定時制141人（同10.8%減）、通信制52人（同65.6%減））しています。
- ・中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものです。

4 今後の対応方針

今後は、学校で子どもたちが一層安心して学べるよう、以下の取組を進めてまいります。

(1) 暴力行為

生徒指導特別指導員やスクールカウンセラーを派遣し、暴力行為に適切かつ迅速に対応します。また、未然防止や再発防止のために、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉の関係機関等と連携して対応します。また、小学校においては、衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童、繰り返し暴力行為におよぶ児童が増加していることから、児童の背景を踏まえ支援や指導を行うよう周知してまいります。

(2) いじめ

いじめはどの学校、どの子どもにでも起こりうるという理解のもと、法の定義に基づいて、子どもの感じる被害性に着目して認知することや、子どもたちへの支援・指導を専門家も含め組織的に行うことについて、教職員を対象にした研修会等を通じて、繰り返し周知していきます。

また、子どもたちがいじめの防止等に向けて主体的に行動できるよう、大人も含めた社会総がかりで行ういじめ防止サミットを開催するとともに、弁護士の方々の専門的知識・経験を生かし作成した、『いじめ事例別ワークシート』等を活用し、いじめ予防授業に取り組みます。

相談体制については、子どもLINE相談みえや24時間電話相談等を実施し、いじめなどの悩みに対して、必要に応じて専門家を派遣し適切に対応します。

(3) 不登校

新たな不登校を生まない取組として、小中学校が連携しながら、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組みます。

また、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカーを活用して、教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援を行います。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、専門家による家庭訪問などの支援についても促進してまいります。

5 その他

本調査は、以下のスケジュールで公表します。

- | | |
|-----------|------------------|
| 10月17日（木） | ラジオ・テレビ解禁（17時） |
| | 三重県ホームページ掲載（18時） |
| 10月18日（金） | 新聞（朝刊）解禁 |

6 参考資料

別紙による。（別-1～別-10）